

短期退職時の手数料の返済義務規定

令和7年9月22日

株式会社イデアホールディングス

代表取締役 出原圭一郎

採用決定者が、入社辞退や自己都合により又は就業規則違反等の事由により、6か月以内に退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、次の基準で本件報酬を返還するものとする。

但し、雇用先の採用決定者（求職者）に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者（求職者）が一身上の都合にて退職した場合には、「雇用先」に紹介手数料を返還しないこととする。また、採用決定者に対する労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。

また、採用決定者が、上記等の理由以外で専ら雇用先の都合により退職をすることとなった場合にも、紹介手数料の返戻は、行なわないものとする。

入社後1週間未満の場合：本件報酬の 100%

入社後1か月未満の場合：本件報酬の 50%

入社後2か月未満の場合：本件報酬の 30%

入社後3か月以上4か月未満の場合：本件報酬の 20%

入社後5か月以上6か月未満の場合：本件報酬の 10%

以上